

2020年6月26日

株式会社九州フィナンシャルグループ  
株式会社肥後銀行  
株式会社鹿児島銀行

## 「後見支援預金」の取扱開始について

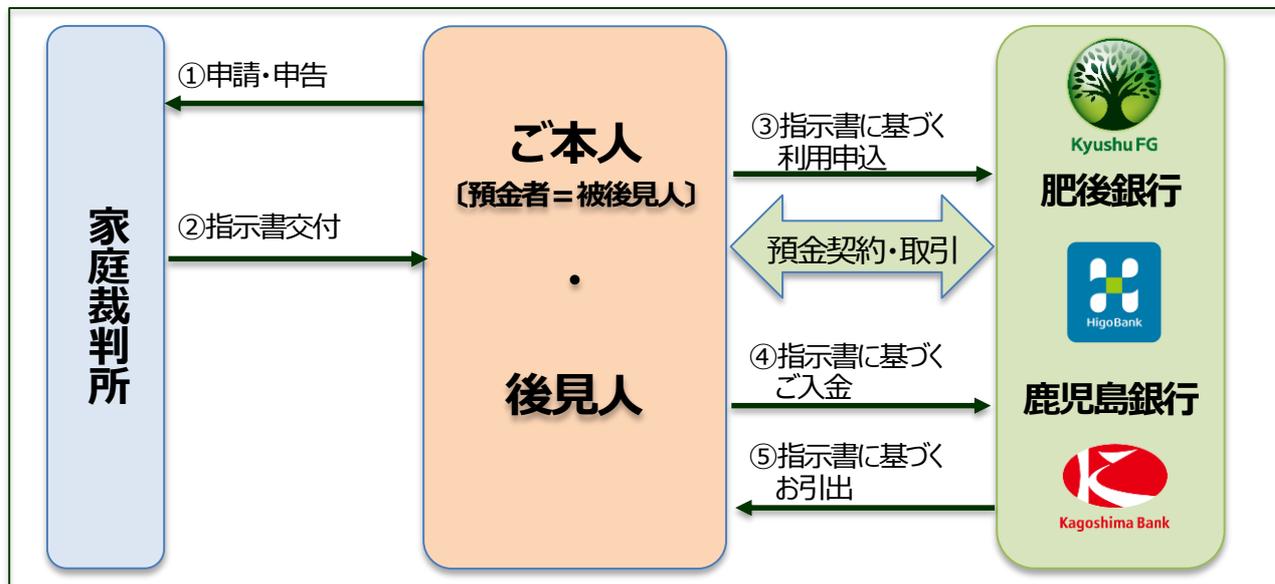
当社グループの肥後銀行（頭取 笠原 慶久）と鹿児島銀行（頭取 松山 澄寛）は、2020年7月1日（水）より「後見支援預金」の取り扱いを開始しますので、お知らせいたします。

「後見支援預金」は、成年後見制度を利用されているお客様（被後見人）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭について別管理するための預金口座（普通預金）となります。

この預金は、家庭裁判所の発行する「指示書」がなければ、口座開設ならびにご入金・お引出・解約など、口座に関するすべてのお取引を行うことができません。これにより、被後見人の財産について透明性の高い適切な管理が可能となり、成年後見制度の普及が期待されます。

当社グループはこれからもお客様の幅広いニーズにお応えし、地域のお客様の課題解決に寄与するサービスの提供につとめて参ります。

### 【後見支援預金のご利用イメージ】



以上

### 【本件に関するお問合せ】

肥後銀行 事務統括部 村山 TEL : 096-326-8623  
鹿児島銀行 営業統括部 椎田 TEL : 099-239-9769

<b>【後見支援預金の商品概要】</b> 項目	<b>肥後銀行</b> 	<b>鹿児島銀行</b> 
名称	後見支援預金	
取扱開始日	2020年7月1日(水)	
預金の種類	普通預金(決済性預金は含まない)	
利用対象者	成年〔未成年〕後見人で家庭裁判所から後見支援預金の新規契約に係る「指示書」の交付を受けた方	
口座開設	家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき開設	
手数料	口座開設時：11,000円(税込)〔口座開設時のみ〕	
入出金・解約	家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき入出金・解約 ※お取引の都度、「指示書」の提出が必要となります	
適用金利	普通預金と同じ	
キャッシュカード発行	ご利用いただけません	
口座振替		
インターネットバンキング		
自動送金サービス	家庭裁判所から交付された「指示書」がある場合のみ取扱可能	
その他参考となる事項	・給与、年金、配当金など、振込の受取口座には指定できません。 ・総合口座・マル優〔少額貯蓄非課税制度〕のお扱いはできません。 ・通帳レス口座のお扱いはできません。	
取扱店〔口座開設店〕	全営業店 〔但し出張所・代理店・ネット支店を除く〕	
お取引の店舗	入出金等の手続きについては、全て口座開設店のみ	